

家族法制部会第31回会議・議事速報

2023年10月3日、法制審議会・家族法制部会の第31回会議が、法務省内で開催された（ウェブ会議システムを併用して実施）。今回もほぼ全ての委員・幹事が出席して、窪田充見部会長代理の進行のもと、議事が進められた。

今回の会議では、前回の会議に引き続き、たたき台（部会資料30-1）及びその補足説明（部会資料30-2）に基づいて議論がされた。前回の会議で一部が積み残しとなっていた親子関係に関する基本的な規律並びに親権及び監護等に関する規律についての議論がされた後、次のような各論点についての議論がされた。

養育費等に関する規律に関しては、①子の監護に要する費用の性格を有する所定の定期金債権を有する者は、当該定期金により扶養を受けるべき子の数等を勘案して政省令で定める相当な額につき先取特権を有するものとする、②父母が子の監護に要する費用の分担についての定めをすることなく協議上の離婚をした場合に、一定の要件の下で、離婚の時から父母の一方が他の一方に対して法定額の養育費を請求することができるものとする仕組みについて、法制上の課題を踏まえつつ、その要件及び効果について更に検討することのほか、③子の監護に要する費用に関係する家事審判事件等で裁判所が当事者に対し収入等に関する情報の開示を命ずることができるものとする規律及びその違反に対して制裁を科すことができるものとする規律を設けることや、④子の監護に要する費用の民事執行手続で、一定の場合に、財産開示手続や第三者からの情報取得手続、これらの手続により判明した財産の差押えを求める手続が順次申し立てられたものとみなすことができる仕組みを設けることについても議論された。

親子交流に関する規律に関しては、⑤父母の別居中における親子交流の規律を明文化すること、⑥家庭裁判所は、子の心身の状態に照らして相当でないと認める事情がない場合であって、事実の調査のため必要があると認めるときは、当事者に対し、親子交流の試行的実施を促すことができ、その状況について、当事者による結果の報告等を求めることができるものとすることについての議論がされた。

養子縁組に関しては、養子となる者が15歳未満の場合における養子縁組の代諾はその父母双方が親権者である場合には共同とする（意見対立時には親権行使者の指定に関する規律に従う。）ものとするなどについての議論がされた。

財産分与に関しては、考慮要素の明確化、期間制限を現行の2年から5年に伸長すること、③と同様の情報開示に係る規律を設けることについての議論がされた。

これらのいずれの論点についても、たたき台（部会資料30-1）で示された内容に賛成する意見と、その内容の修正を提案する意見が出された。

※ 本速報は、事務局の責任で、部会の議事結果のあらましを、速報として、日本語・英語で随時に提供するものである。追って、議事録（日本語）を公開する予定である。